

特定非営利活動法人 イマジン

〒427-0026 静岡県島田市扇町13-4 Tel 0547-34-3370 Fax 0547-34-3371



イマジン通信

Vol.22

どうなる障害者自立支援法

障害者自立支援法が施行されて1年が経とうとしています。4月のサービス利用者負担（1割負担）から始まり、10月の障害福祉サービスの改変と会員の皆様の生活に大きな影響と不安をもたらしたと思います。

大きな影響のひとつは“サービスを買う”という感覚が色濃くなったことです。それまでの支援費も契約をし、サービスを受けていたので変わらないはずですが、利用者の自己負担がありませんでした（児童一部を除く）。それ以前の措置でもサービスを受けると公金にて支払われていたので利用者の自己負担は小さくて済みました。まして、10月からは障害程度区分の認定によって居宅介護（ホームヘルプ）の利用に制限が発生しました。今まで必要な時間数の支給を受けていた人も区分によって利用できる時間が限られてしまいました。限られた時間数を一番必要な部分に利用し、お金を払っていくことで利用者は利用内容を吟味するようになりました。それ以外のサービスでは利用者側への区分による影響はありませんが、事業所側は報酬が区分によって変わってくる事業もあり、この報酬が事業費になる為に10月以降は特に施設系サービスにて変化が現れてきていると思います。この変化も利用者側にとってはいい変化は少ないと実感しています。

この状況の中、障害者自立支援法に改善策が打ち出されてきました。まずは、利用者負担の更なる軽減措置です。今までも、これからも一般世帯の方には影響はありませんが、**低所得1・2の方**については社会福祉法人を利用したときに上限額を1/2に引き下げる措置（社会福祉法人軽減）が、適用者が少なかったことを主な理由として**上限額を1/4**に引き下げ、**社会福祉法人以外にもNPO法人の利用者などすべての利用者に適用**するように改正されました。軽減対象世帯も拡大され、入所施設利用児童も対象となり、より多くの方が軽減措置を受けることが出来るようになります。あくまでも**低所得1・2の方**ですが…（一部、一般世帯でも対象となります）次に授産施設など工賃収入のある利用者について、「工賃より利用料（自己負担）が大きい」等の指摘に答えるように、入所施設利用者やグループホーム利用者については、年間28.8万円（これを超えた部分の30%を含む）までの工賃控除を徹底するようになります。

改善策は利用者だけではなく、急な法施行は事業者にも大きな影響を与えています。事業者に対する激変緩和措置も打ち出されています。例えば、通所サービス利用時にかかる送迎日の助成。すぐに移行が困難な小規模授産所に対し、定額110万円の補助。グループホーム立ち上げ経費への助成など…様々な助成制度が出来ています。これらは全て“新法移行の為”ということですので平成20年度までの改善策です。平成21年度はいよいよ介護保険と…などという話もあります。どちらにしても急にスタートして不具合に対応してきたと言うところでは、全てを直しきるのには時間も掛かるし、そこまでは分からないというのが実態ではないでしょうか？

それでも法律です。利用をするには規定があります。使いつらくても、それ以外・以上には出来ないでしょう。今後、より良い制度になる為には“使っていく”“不具合を訴えていく”ことが必要です。制度は上手く利用するしかないでしょう。

これからも、制度はどんどん変わっていくと思います。制度を勉強するのではなく、制度を利用した生活をする中で“障害当事者にとって何が必要なのか？”“どんなサービスが 필요한のか？”を考え、関わるすべての人に障害者の在宅生活への理解を求めていくことが、住みやすい地域にするひとつの方法なのかと、分厚い制度説明の書類を前に感じます。



相談支援事業を受託しました

平成18年10月より、毎週火・木曜日を相談日として活動してきました『島田市障害者地域生活相談支援事業』が3月末で終了します。おかげさまでたくさんの相談を受けましたが、何とか無事解決への道を探しながらの終了となります。生活は時間では区切れません。相談日のみでなくNPOとしての相談支援事業があったからこそその成果と実感しています。平成19年度は内容を一新して再び『島田市障害者地域生活相談支援事業』の受託をする事となりました。

内容の変更点は、毎週火・木曜日を相談日としてきたのを毎週月～土曜日までが相談日となったことです。前記しましたが生活や相談は時間では区切れません。様々なことが連続していきます。やはり相談をひとつの事柄として受け付けるだけでは何にもなりません。相談を受け付けたところからスタートとなり、継続した支援が必要となりますので相談日が増えたことは喜ばしいことと思います。次に、各施設・関係機関等との連携・調整が活動の中で大きなポイントとなったことです。障害者自立支援法の施行により、旧体系の施設（小規模授産所など）と新体系の施設（就労移行・継続など）の施設が混在する地域になること、また、就労がクローズアップされたことでハローワーク等の関係機関との連携も必要となってきます。福祉というジャンルだけでは解決できない事柄が多くなってくると予想されます。

相談支援も様々な形態で行われることとなります。国が定めるもの。県が定めるもの（地域療育支援など）。市が定めるもの（地域生活支援事業、市の窓口など）。NPOや施設・団体などが独自に行うもの。必然的に相談支援に従事するスタッフの条件も今まで以上のものを求められてきます。今回の受託事業の中でも、相談支援専門員と呼ばれる従事者は専従となり、能力アップのためにも研修などを受けることが大前提となっています。NPOの事業やヘルパーの業務を行いながらの事業運営をしてきたイマジンにとっては大きな転機となります。

大きな変化が起きている地域の中で、とても意味のある事業を受託することが出来ました。ある部分においては今までよりは冷静に、今までとは違った判断基準にて支援内容を判断しなくてはならないこともあろうかと思えます。しかし、イマジンの設立時からの“地域生活を支援する”“当事者に寄り添う”姿勢だけは変えることなく、今までと同じように小さな疑問や質問に答えながら、皆さんと共に歩んでいける支援センターとして努力していきたいと思えます。

どんなことでも構いません。お気軽にご相談、ご質問してください。

お父さんのためのグループホーム・ケアホーム学習会

昨年から行ってきました学習会に参加された“お母さん”からご意見をいただき、2/10(土)に“お父さん”向けの学習会を開催することが出来ました。普段関わりの少ないお父さんが、どれくらい関心を示してくれるか心配でしたが29名のお父さんと広報などで知って来てくださった4名の方々の参加をいただきました。お母さんたちの学習会と違って、とても静かな中で話は進み、スムーズに行き過ぎて恐いくらいでした。しかし、無駄話や居眠りをする方は一人もいらっしゃいませんで、真剣に資料を見ながらメモを取る方や前をしっかりと見て話を良く聞いてくださいました。やはり、将来の大きな不安でありながら、普段の生活に迫られていない長い時間の中の話ですから、実感が湧かないといった感は拭えません。だからこそ気になる…という感じでしょう。

学習会のアンケートや学習会後のコメントからは「年金だけでは生活していけないことが分かった」「夜の生活を確保するには、日中活動が重要」「お金（生活費）をどう生み出すか？」などの根本的な問題が浮き彫りにされ、参加者にしっかりと届いているなぁと嬉しくなる回答をいただきました。考える機会を提供できたこと、厳しいながらも現状を伝えることが出来たことが本当に良かったと思える学習会でした。

昨年の学習会から共通していることは、当面急いでいる方は少ないということです。学習会の

中でも「困った時に、すぐには出来ない」「親がダメになったら入居は出来ない」と話をしても“今はまだ…”という感覚が強いようです。確かに家族と暮らしていけるのならば、それに越したことは無いと思います。全員がグループホーム・ケアホームでの生活をする方がおかしい地域です。やはり限定された人へのサービスだと思います。つまり“気持ちがある人（自分から選ぶ人）”“そういう状況になった人（他に生き方を選べない人）”が利用していきながら、少しずつ周りが考え、踏み出していくことになろうかと思っています。イマジンに集まってくる候補者たちも、この2つの立場の方たちです。そして“金銭的”にも年金以外に収入がある方、家族が負担する方、当ては無いが他に住むところが無い方…という現状があります。限定された方へのサービスから多くの方が利用できるサービスにするには、現時点では“思い切ってやってみる”という人が増えるしかありません。大きな声となり、市町や県に訴えていかななくてはなりません。本当に安心して暮らしていける地域は待っていてはやってきません。皆さんは、利用者でありながらもサービスを生み出すことが出来る唯一の存在です。この学習会が、そんな将来を考える機会となり、材料となっていれば、学習会の目的は半ば達成したと言えます。さあ、何から始めますか！いっしょに始めましょう！



りながらもサービスを生み出すことが出来る唯一の存在です。この学習会が、そんな将来を考える機会となり、材料となっていれば、学習会の目的は半ば達成したと言えます。さあ、何から始めますか！いっしょに始めましょう！

少し有名になっています

毎年3月が近くなると講演会や勉強会の講師の話がたくさん来るようになりました。小さいNPOながらも地道に活動してきた結果、障害当事者に寄り添う姿勢を貫き通してきた結果かと実感しています。大変ありがたいことです。

講演内容は、もちろん“障害者自立支援法”になります。法自体よりも、地域生活を送る上で影響の大きい『日中活動（小規模授産所や新体系の施設など）』『訪問系サービス（居宅介護や移動支援など）』『グループホーム・ケアホーム』の話が中心です。誰もが不安に感じている証拠だと思います。講演を引き受ける一番の理由は、内容が分からないまま選択や契約といった状況を迫られるのには疑問を感じるからです。障害者自立支援法自体が、急にスタートした法なので、説明や周知が行き届かないのは分らなくはないのですが、それを利用して生活する当事者からすると“そんなことは関係無い！”“誰か教えてくれ！”と言いたくなります。自分で分かっていることは、ひとりでも多くの人に伝えたい。という気持ちから、お招きがあれば何処にでも、誰のところにも足を運んでいます。どの会場でも「よく分かった」「分かりやすかった」というお褒めのお言葉をいただき、社交辞令と分かっているながらも煽てられると本人はフランスコザビエルにでもなったつもりで調子に乗って講演に赴いています。少し有名になり、街角や別の講演会場などで「先生」などと呼ばれることも、しばしば…先生などと呼ばれるほどの中身はありませんが、今まで以上に役割と責任が大きくなっていることを実感しています。制度はどんどん変わっていきます。追いかけても追いつきません。こんな時だからこそ、原点に帰って本人の生活と将来を考える機会を増やしたいですね。その上で“どのように制度を利用するか？”をいっしょに考えていきましょう。





平成19年度の会員を募集しています。

平成18年度は65名の方々に正会員、3名の方々に賛助会員になっていただきました。無事に事業が行えたことお礼を申し上げます。ありがとうございました。平成19年度もイマジンは障害者の地域生活支援に邁進していきます。年会費の受付は4月1日より行なっています。新規の会員も継続の会員も大歓迎です。年会費はイマジンまでお持ちになっても振り込まれても結構です。引き続きご協力をお願い致します。よろしくお祈りします。

振込先 静岡銀行 島田支店 普通 0606771
 特定非営利活動法人イマジン 理事 澤島 直通



1月の実績

7日 デイサービス 「法多山 初詣」
 21日 サロン (あすか)

2月の実績

10日 お父さんのためのグループホーム・
 ケアホーム学習会
 18日 サロン (あすか)



3月の実績

9日 御前崎育成会 座談会 講演
 10日なのはな作業所 保護者会 講演
 18日 サロン (あすか)
 22日 支援センター連絡会
 31日 春期デイサービス



4月の予定

1日 春期デイサービス
 18日 サロン (あすか)
 19日 支援センター連絡会本会議



お知らせ

◆◆ 平成19年度イマジン総会のお知らせ ◆◆

平成19年度イマジン総会を下記の日時に開催します。
 ご多用のこととは存じますが、ご都合をつけてご出席のほどよろしくお願い致します。また、イマジンの活動に関心のある方が近隣にいらっしゃいましたら、お声かけの上、お気軽にご出席ください。重ねてお願い致します。

日時 平成19年 5月19日(土) 会場 午後5時30分 開演 午後6時00分
 場所 島田第一中学校 地域交流室

◎場所の分からない方、地図を用意しています。スタッフまでお気軽にお申し付けください。
 ◎当日は別室を用意しておりますので、お気軽にお子様をお連れ下さい。
 ◎年会費の受付も行ないますのでよろしくお願い致します。

連絡先 特定非営利活動法人 イマジン



〒427-0026 静岡県島田市扇町13-4
 TEL 0547-34-3370
 FAX 0547-34-3371
 e-mail imagine@za.tnc.ne.jp
 URL <http://www3.tokai.or.jp/imagine/>